

議案第 7 号

附属機関の書面による審議に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

附属機関の書面による審議に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定
する。

令和 3 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

地方自治法（昭和 28 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に基づき条例で設置される附属機関について、会議を招集することが困難な場合において、事務の円滑な執行の確保を目的とする書面による会議の開催を可能とするため、この条例を制定しようとするものであります。

附属機関の書面による審議に伴う関係条例の整備に関する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第1条 羽曳野市行政不服審査法施行条例(平成28年羽曳野市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(会議の特例)

第13条 会長(附則第2項の規定により市長が招集する場合にあっては、市長)は、緊急の必要があり、かつ、会議を招集する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、会議に代えることができる。

2 前項の場合において、会議は、委員の半数以上が賛否を表明したことをもって成立し、会議の議事は、賛否を表明した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(羽曳野市防災会議条例の一部改正)

第2条 羽曳野市防災会議条例(昭和39年羽曳野市条例第281号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(防災会議の会議の特例)

第4条 会長は、緊急の必要がある場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、防災会議の会議に代えることができる。

(羽曳野市国民保護協議会条例の一部改正)

第3条 羽曳野市国民保護協議会条例(平成18年羽曳野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(会議の特例)

第 5 条 会長は、緊急の必要があり、かつ、協議会の会議を招集する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。

2 前項の場合において、協議会の会議は、委員の過半数が賛否を表明したことをもって成立し、協議会の議事は、賛否を表明した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(羽曳野市障害者施策推進審議会条例の一部改正)

第 4 条 羽曳野市障害者施策推進審議会条例(平成 25 年羽曳野市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、市長が行う。

第 9 条を第 10 条とし、第 6 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(会議の特例)

第 6 条 会長(前条第 1 項ただし書の規定により市長が招集する場合にあっては、市長)は、緊急の必要があり、かつ、審議会を招集する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

2 前項の場合において、審議会の会議は、委員の過半数が賛否を表明したことをもって成立し、審議会の議事は、賛否を表明した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(羽曳野市都市計画審議会条例の一部改正)

第 5 条 羽曳野市都市計画審議会条例(平成 12 年羽曳野市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、市長が行う。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(会議の特例)

第 5 条の 2 会長(前条第 1 項ただし書の規定により市長が招集する場合にあっては、

市長)は、緊急の必要があり、かつ、審議会の会議を招集する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

- 2 前項の場合において、審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が賛否を表明したことをもって成立し、審議会の議事は、賛否を表明した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(羽曳野市教育改革審議会条例の一部改正)

第 6 条 羽曳野市教育改革審議会条例(平成 13 年羽曳野市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、教育委員会が行う。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(会議の特例)

第 7 条 会長(前条第 1 項ただし書の規定により教育委員会が招集する場合にあっては、教育委員会)は、緊急の必要があり、かつ、審議会の会議を招集する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

- 2 前項の場合において、審議会の会議は、委員の 2 分の 1 以上が賛否を表明したことをもって成立し、審議会の議事は、賛否を表明した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 第 4 条の規定により調査研究委員を置いた場合においては、調査研究委員を第 1 項の委員とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p><u>第 1 条関係</u> 羽曳野市行政不服審査法施行条例</p> <p><u>(会議の特例)</u> <u>第 13 条 会長(附則第 2 項の規定により市長が招集する場合にあっては、市長)は、緊急の必要があり、かつ、会議を招集する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、会議に代えることができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、会議は、委員の半数以上が賛否を表明したことをもって成立し、会議の議事は、賛否を表明した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p><u>第 14 条 省略</u> 以下省略</p>	<p><u>第 1 条関係</u> 羽曳野市行政不服審査法施行条例</p> <p><u>第 13 条 省略</u> 以下省略</p>
<p><u>第 2 条関係</u> 羽曳野市防災会議条例</p> <p><u>(防災会議の会議の特例)</u> <u>第 4 条 会長は、緊急の必要がある場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、防災会議の会議に代えることができる。</u></p> <p><u>第 5 条 省略</u> <u>第 6 条 省略</u> 以下省略</p>	<p><u>第 2 条関係</u> 羽曳野市防災会議条例</p> <p><u>第 4 条 省略</u> <u>第 5 条 省略</u> 以下省略</p>
<p><u>第 3 条関係</u> 羽曳野市国民保護協議会条例</p> <p><u>(会議の特例)</u> <u>第 5 条 会長は、緊急の必要があり、かつ、協議会の会議を招集する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その</u></p>	<p><u>第 3 条関係</u> 羽曳野市国民保護協議会条例</p>

<p><u>賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、協議会の会議は、委員の過半数が賛否を表明したことをもって成立し、協議会の議事は、賛否を表明した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p>第6条 省略 第7条 省略 第8条 省略 以下省略</p> <p>第4条関係 羽曳野市障害者施策推進審議会条例</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長になる。<u>ただし、委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、市長が行う。</u></p> <p>2・3 省略 (会議の特例)</p> <p>第6条 <u>会長(前条第1項ただし書の規定により市長が招集する場合にあっては、市長)は、緊急の必要があり、かつ、審議会を招集する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、審議会の会議は、委員の過半数が賛否を表明したことをもって成立し、審議会の議事は、賛否を表明した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。</u></p> <p>第7条 省略 第8条 省略 第9条 省略 第10条 省略 以下省略</p> <p>第5条関係 羽曳野市都市計画審議会条例</p>	<p>第5条 省略 第6条 省略 第7条 省略 以下省略</p> <p>第4条関係 羽曳野市障害者施策推進審議会条例</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長になる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第6条 省略 第7条 省略 第8条 省略 第9条 省略 以下省略</p> <p>第5条関係 羽曳野市都市計画審議会条例</p>
---	--

<p>(会議)</p> <p>第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。<u>ただし、委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、市長が行う。</u></p> <p>2・3 省略</p> <p>(会議の特例)</p> <p>第 5 条の 2 会長(前条第 1 項ただし書の規定により市長が招集する場合にあつては、市長)は、<u>緊急の必要があり、かつ、審議会の会議を招集する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を委員及び議事に関係のある臨時委員に回付し、その賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が賛否を表明したことをもって成立し、審議会の議事は、賛否を表明した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>(会議)</p> <p>第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>以下省略</p>
<p>第 6 条関係</p> <p>羽曳野市教育改革審議会条例</p> <p>(会議)</p> <p>第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。<u>ただし、委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、教育委員会が行う。</u></p> <p>2～4 省略</p> <p>(会議の特例)</p> <p>第 7 条 会長(前条第 1 項ただし書の規定により教育委員会が招集する場合にあつては、教育委員会)は、<u>緊急の必要があり、かつ、審議会の会議を招集する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。</u></p> <p>2 前項の場合において、審議会の会議は、委員</p>	<p>第 6 条関係</p> <p>羽曳野市教育改革審議会条例</p> <p>(会議)</p> <p>第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>2～4 省略</p>

の 2 分の 1 以上が賛否を表明したことをもって成立し、審議会の議事は、賛否を表明した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 第 4 条の規定により調査研究委員を置いた場合においては、調査研究委員を第 1 項の委員とみなす。

第 8 条 省略

第 9 条 省略

第 10 条 省略

以下省略

第 7 条 省略

第 8 条 省略

第 9 条 省略

以下省略